

平成 18 年度

予算案の主要事項

厚生労働省

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成18年度厚生労働省予算案の概要

| 平成18年度予算案 | 前年度予算額 | 対前年度増加額（伸率） |
|-----------------------------|------------|---------------|
| 20兆9,417億円 | 20兆8,178億円 | 1,239億円（0.6%） |
| うち 社会保障関係費 20兆4,187億円 | 20兆2,240億円 | 1,947億円（1.0%） |

（参 考）

| | |
|----------------------|------------|
| 一 般 会 計 | 79兆6,860億円 |
| 増 加 額 | ▲24,969億円 |
| 伸 率 | ▲3.0% |
| 一 般 歳 出 | 46兆3,660億円 |
| （一般歳出に占める厚生労働省予算の割合） | 45.2% |
| 減 少 額 | ▲9,169億円 |
| 伸 率 | ▲1.9% |

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成18年度 厚生労働省予算案総括表

【一般会計】

(単位:億円)

| 区 分 | 平成17年度 予 算 額 (A) | 平成18年度 予 算 案 (B) | 増▲減額 (B)－(A) |
|-----------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| 一 般 会 計 | 208,178 | 209,417 | 1,239 |
| ・ 社 会 保 障 関 係 費 | 202,240 | 204,187 | 1,947 |
| ・ 科 学 技 術 振 興 費 | 1,078 | 1,098 | 20 |
| ・ そ の 他 の 経 費 | 4,860 | 4,132 | ▲728 |

(注)平成17年度予算額は、当初予算額である。

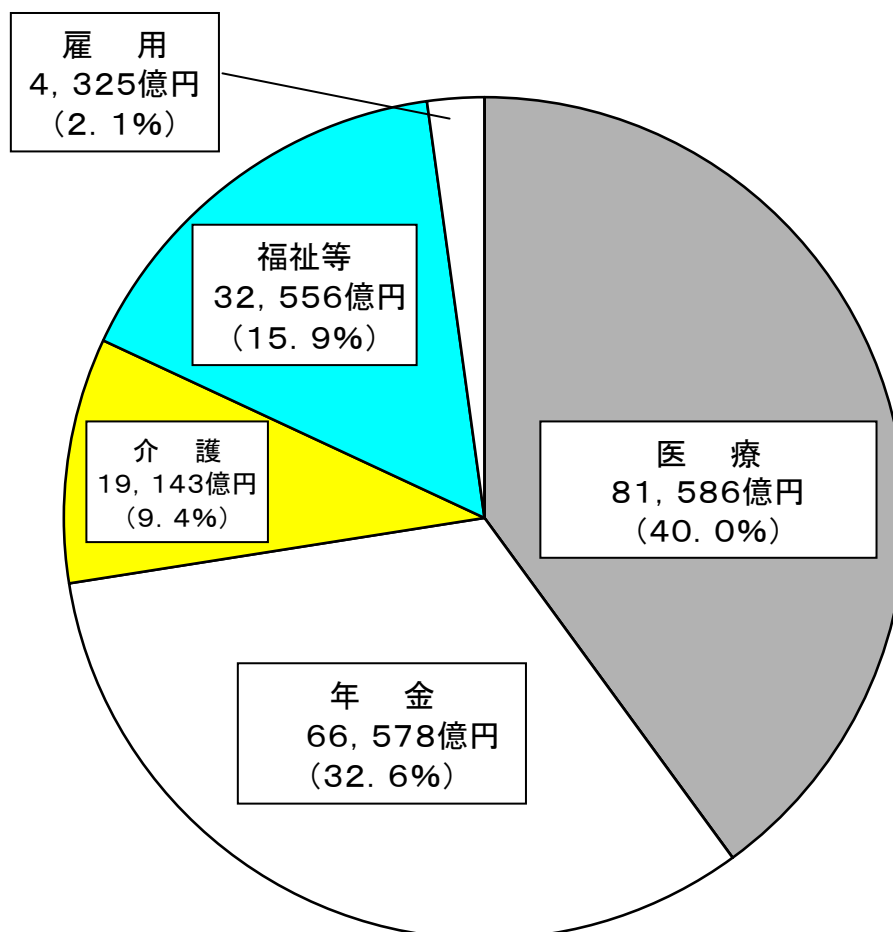
〔計数整理の結果、異動を生ずることがある。〕

平成18年度厚生労働省一般会計予算案

社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

| | 平成17年度 予算額 | 平成18年度 予算案 | 増▲減額 |
|---------|---------------|---------------|----------------|
| 社会保障関係費 | 202,240 | 204,187 | 1,947 (1.0%) |
| 医療 | 80,862 | 81,586 | 724 (0.9%) |
| 年金 | 62,695 | 66,578 | 3,883 (6.2%) |
| 介護 | 19,518 | 19,143 | ▲375 (▲1.9%) |
| 福祉等 | 34,507 | 32,556 | ▲1,951 (▲5.7%) |
| 雇用 | 4,660 | 4,325 | ▲335 (▲7.2%) |



- (注) 1. 平成17年度予算額は、当初予算額である。
 2. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合致しないものがある。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(表3)

【特別会計】

(単位:億円)

| 区 分 | 平成17年度 予 算 額 (A) | 平成18年度 予 算 案 (B) | 増▲減額 (B)－(A) |
|----------------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| 特 別 会 計 | 725,681 | 744,181 | 18,500 |
| 厚生保険特別会計 | 442,987 | 453,238 | 10,251 |
| 船員保険特別会計 | 666 | 642 | ▲24 |
| 国民年金特別会計 | 239,131 | 248,728 | 9,597 |
| 労働保険特別会計 | 41,295 | 39,992 | ▲1,302 |
| 国立高度専門医療センター 特別会計 | 1,602 | 1,580 | ▲22 |

(注)

1. 平成17年度予算額は、当初予算額である。
2. 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
また、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
3. 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(表4)

目次

I 平成18年度予算案のポイント

- 医療制度改革の推進 3
- 平成18年度の三位一体改革について 8
- 次世代育成支援対策の推進 10
- 若者の人間力の強化の推進と2007年問題への対応 12
- 持続可能で安心できる年金制度の構築 14

II 主要事項

- 第1 心身ともに健康な生活と安心で質の高い効率的な医療の確保等のための
施策の推進 18
 - 1 健康フロンティア戦略の更なる推進
 - 2 がん対策の総合的かつ重点的な推進
 - 3 「食育」の推進
 - 4 感染症・疾病対策の推進
 - 5 安心で質の高い効率的な保健医療提供体制の充実
 - 6 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保
- 第2 少子化の流れを変えるための更なる次世代育成支援対策の展開 27
 - 1 すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実
 - 2 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実
 - 3 仕事と子育ての両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現
 - 4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
 - 5 小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実
 - 6 母子家庭等自立支援対策の推進
 - 7 児童手当国庫負担金
- 第3 安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現 33
 - 1 アスベスト対策の適切な実施
 - 2 安全に安心して働ける労働環境の整備
 - 3 公正かつ多様な働き方の推進
- 第4 各世代に必要とされる職業能力の開発・向上の促進
～2007年問題への対応～ 36
 - 1 成長過程にある若者の職業人としての自立の推進
 - 2 社会の中核である壮年者層の能力開発の推進
 - 3 職業生活の転換期にある高齢者のキャリア形成の支援
 - 4 キャリア形成支援のための能力開発基盤の整備
 - 5 団塊の世代の高齢化に伴う技能継承等の支援

| | | |
|---------|----------------------------------|----|
| 第5 | フリーター、ニート等若者の人間力の強化の推進 | 39 |
| 1 | フリーター25万人常用雇用化プランの推進 | |
| 2 | 若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取組 | |
| 3 | 学生から職業人への円滑な移行の実現 | |
| 第6 | 雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進 | 42 |
| 1 | 雇用情勢が厳しい地域に重点化した雇用対策の実施 | |
| 2 | 成長分野等における労働力の確保の推進 | |
| 3 | ハローワークのサービスの見直し・強化 | |
| 第7 | 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現 | 44 |
| 1 | 改正介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進 | |
| 2 | 高年齢者等の雇用・就業対策の充実 | |
| 3 | 持続可能で安心できる年金制度の構築 | |
| 4 | 安定的で効率的な年金制度の運営の確保等〈社会保険庁改革の推進〉 | |
| 第8 | 障害者の自立支援の推進、生活保護制度の適正な実施 | 49 |
| 1 | 障害者の自立した地域生活を支援するための施策の推進 | |
| 2 | 障害者に対する雇用・就労支援と職業能力開発の推進 | |
| 3 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備 | |
| 4 | 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施 | |
| 第9 | 国民の安心と安全のための施策の推進 | 53 |
| 1 | 医薬品・医療機器の安全対策等の充実 | |
| 2 | 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化 | |
| 3 | 麻薬・覚せい剤等対策の推進 | |
| 4 | 国民の健康保護のための食品安全対策の推進 | |
| 5 | 安全で良質な水の安定供給 | |
| 6 | 健康危機管理体制の強化 | |
| 7 | 自殺予防対策の推進 | |
| 第10 | その他 | 58 |
| 1 | 国際社会への貢献 | |
| 2 | 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化の推進 | |
| 3 | 戦傷病者・戦没者遺族の援護等 | |
| 4 | 中国残留邦人等の支援 | |
| 5 | 原爆被爆者の援護 | |
| 6 | 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進 | |
| 7 | ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進 | |
| 8 | 刑務所出所者等に対する就労支援の実施 | |
| 主要事項一覧表 | | 60 |

I 平成18年度予算案のポイント

医療制度改革の推進

国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、政府・与党医療改革協議会による「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日)に基づき「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」という基本的考え方の下、構造改革を推進することとし、平成18年の通常国会に一連の改革のための法案を提出し、確実に実行する。

I 改革の概要

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1) 国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが提供される医療提供体制を確立する。
 - ・へき地等や小児科、産科など特定の診療科における医師不足問題への対応
 - ・地域での医療連携体制の構築（医療計画制度の見直し）
 - ・患者に対する情報提供の推進（都道府県による医療機関に関する情報提供の制度化、医療の内容の分かる領収書の発行の義務づけ）
 - ・医療安全対策
 - ・医師等の医療従事者の資質の向上
 - ・在宅医療の充実
 - ・医療法人制度改革 等
- (2) 治療重点の医療から、疾病予防を重視した保健医療体系へ転換を図る。
 - ・生活習慣病対策についての保険者の役割の明確化（被保険者・被扶養者に対する健診・保健指導の義務づけ）
 - ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診・保健指導の重点化・効率化

2. 医療費適正化の総合的な推進

急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保していく。

(1) 医療費適正化計画の推進【20年度】

国の責任のもと、国及び都道府県等が協力し、生活習慣病対策や長期入院の是正などの計画的な医療費適正化に取り組む。

(2) 公的保険給付の内容・範囲の見直し等

①高齢者の自己負担の見直し【18年10月】

70歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得の者の自己負担割合を見直す。(2割→3割)

なお、公的年金等控除等の見直しに伴い、現役並みの所得に該当する高齢者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置く。

②食費・居住費の負担の見直し【18年10月】

介護保険との負担の均衡を図る観点から、療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、食費・居住費の負担の見直しを図る。

具体的な負担額は、介護保険と同額の食費(4.2万円)、居住費(1.0万円)とする。

(注1) 脊髄損傷等の患者や人工呼吸器を要する患者など、入院医療の必要性の高い者については、現行どおり食材料費相当額のみ負担とする。

(注2) 低所得者については、食費・居住費について、負担の軽減を図る。

③高額療養費の自己負担限度額の引上げ等【18年10月】

高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む総報酬額に見合った水準となるよう引上げを行う。

④現金給付の見直し

- ・ 出産育児一時金の引上げを行う。(30万円→35万円)【18年10月】
- ・ 被用者保険の埋葬料を見直す。(5万円に定額化)【18年10月】

⑤レセプトIT化の推進等

- ・医療機関等から審査支払機関へ、審査支払機関から保険者へという双方の流れにおいて、18年度から、オンラインによるレセプト提出を開始し、23年度当初からは、原則として全てのレセプトがオンラインで提出されるようにする。

3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

(1) 新たな高齢者医療制度の創設【20年度】

①後期高齢者医療制度（75歳以上）

(仕組み)

- ・75歳以上の後期高齢者については、独立した医療制度を創設する。
- ・財源構成は、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）、高齢者からの保険料（1割）とする。
- ・現役世代からの支援は、国保・被用者保険の加入者数に応じた支援を行う。

(運営主体)

運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施する。

広域連合の財政リスクの軽減については、国・都道府県が共同して責任を果たす仕組みとする。

(患者負担)

- ・1割負担（ただし、現役並みの所得の者は3割負担）とする。

(後期高齢者医療制度にふさわしい診療報酬体系)

- ・後期高齢者医療制度の創設に当たって、新たな診療報酬体系を構築する。

②前期高齢者医療制度（65歳～74歳）

(仕組み)

- ・65歳から74歳の前期高齢者については、国保・被用者保険の従来の制度に加入したまま、保険者間の負担の不均衡を調整する仕組みを創設する。

(患者負担)

- ・ 70歳未満の者については、これまでと同様に3割負担とする。
- ・ 70歳から74歳の者については、2割負担とする。(ただし、現役並みの所得の者は3割負担、低所得者については自己負担限度額を据え置く。)

③その他

(乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大)

高齢者医療制度の創設に併せて、乳幼児に対する自己負担軽減(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大する。

(自己負担合算制度の創設)

医療保険及び介護保険の自己負担合算額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを創設する。

(2) 保険者の再編・統合

①国民健康保険

- ・ 高額医療費共同事業、保険者支援制度を継続する。【18年4月】
- ・ 都道府県単位での保険運営を推進するため、保険料の平準化、財政の安定化を促進する観点から、保険財政共同安定化事業(仮称)を創設する。
【18年10月】

②政府管掌健康保険【20年度】

- ・ 国とは切り離れた全国単位の公法人を保険者として設立する。
- ・ 都道府県ごとの保険料を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

③健康保険組合【18年10月】

- ・ 同一都道府県内における健保組合の再編・統合の受け皿として、企業・業種を超えた地域型健保組合の設立を認める。

4 . 中医協の見直し

中央社会保険医療協議会の見直し【18年10月】

- ・ 中医協の委員構成は、公益委員6名、支払側委員・診療側委員をそれぞれ

7名とする。これに併せ、中医協の運営に関する公益委員の主導的な役割について規定を設ける。

- ・中医協委員の団体推薦規定を廃止。これに併せ、委員任命に当たっての、地域医療を担う関係者等の意見の配慮に関する規定を設ける。

Ⅱ 平成18年度診療報酬改定について

全体改定率 概ね▲3.2%

- ・診療報酬改定（本体）

改定率 概ね▲1.4% (▲1.36%)

| | | |
|-------|----|--------|
| 各科改定率 | 医科 | ▲1.50% |
| | 歯科 | ▲1.50% |
| | 調剤 | ▲0.60% |

(参考) 具体的な配分に当たっては、「医療制度改革大綱」に沿って、小児科・産科・麻酔科や救急医療等の医療の質の確保、急性期医療の実態に即した看護配置、レセプトのIT化の推進等に配慮する。

- ・薬価改定等

改定率 ▲1.8%

薬価改定 ▲1.6% (薬価ベース ▲6.7%)

材料価格改定 ▲0.2%

Ⅲ 平成18年度予算案

- ・政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担
8兆1,502億円

平成18年度の三位一体改革について

- ・平成17年11月30日に政府・与党間で合意。
- ・12月1日に国と地方の協議の場に提示、了解。

政府・与党合意(抄)

1. 国庫補助負担金の改革について

(2)各分野

ロ. 社会保障

児童扶養手当(3/4→1/3)、児童手当(2/3→1/3)、施設整備費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国(政府・与党)と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ. 施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

厚生労働省関係の国庫補助金改革

- 児童扶養手当 ▲1,805億円
(3/4 → 1/3)
- 児童手当 ▲1,578億円
(2/3 → 1/3)
- 施設整備費とこれと一体の措置 ▲1,800億円
 - 施設整備費 ▲500億円
 - 施設介護給付費 ▲1,300億円
 - (国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)
- その他 ▲109億円

合計 ▲5,292億円

廃止・縮減国庫補助(負担)金

1. 経常的な国庫補助(負担)金

| | |
|--|---------|
| ○ 医療施設運営費等補助金の一部 ・ 救命救急センター(公立分)、病院内保育所運営費(公的分) | 29億円 |
| ○ 医療施設等設備整備費補助金の一部 ・ 医療機器(公立分、ただし、へき地、遠隔医療に係るものを除く) | 10億円 |
| ○ 疾病予防対策事業費等補助金の一部 ・ 地域保健推進特別事業等に係る経費 | 26億円 |
| ○ 在宅福祉事業費補助金の一部 ・ 介護予防・地域支え合い事業の一部、日常生活用具給付等事業(老人分) | 17億円 |
| ○ 保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 ・ 地方中核循環器病センター等に係るもの(公立分) | 0.3億円 |
| ○ 身体障害者保護費負担金の一部 ・ 身体障害者適正判定等事業費、訪問診査費 | 1億円 |
| ○ 次世代育成支援対策交付金の一部 ・ 延長保育加算(公立分) | 20億円 |
| ○ 医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 ・ 看護師等養成所運営費(公的分) | 5億円 |
| | 計 109億円 |

2. 施設整備費

| | |
|--|---------|
| ○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の一部 ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設等に係る経費 | 390億円 |
| ○ その他 ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金のうち、公立保育所、児童相談所(一時保護施設分を除く)、婦人相談所(一時保護施設分を除く)に係る経費 ・ 保健衛生施設等施設整備費補助金のうち、保健所、市町村保健センターに係る経費 ・ 医療施設等施設整備費補助金のうち、公立施設(へき地関係を除く)、養成所施設(公的分)等に係る経費 ・ 社会福祉施設等施設整備費補助・負担金のうち、公立の障害者施設等に係る経費 | 110億円 |
| | 計 500億円 |